

# 令和7年度（2025年度）事業計画

社会福祉法人 幸星会

## はじめに

2020年4月、緊急事態宣言が発出された新型コロナウイルス（COVID-19）感染症が、2023年5月に感染症法上の位置づけが5類へ移行し、コロナ禍で落ち込んでいた需要が急激に高まったことから、世界的に物価が上昇しております。また2022年2月から続いているロシアによるウクライナへの軍事侵攻の影響による、石油価格の高騰から流通経費や電気代の上昇に伴う物価の上昇と、円安によって輸入品の値段が上昇する等、未曾有の経済状況となっております。

更には、農業経営にかかるコスト高等により米の価格高騰も深刻になっており、今年度は29道府県で主食用米の生産を増やす計画を農林水産省が示したものの、短期的な問題解決とはならないものと推測されます。

当法人については今年度、配置医師の交代および新たな協力医療機関による新体制により、入居者様の健康管理を手厚くし真心込めてお手伝いさせていただき、平均稼働率特養95%、短期入所80%を目標に、全職員が一致団結して目標達成に取り組んで参ります。

また、入居者様とのご面会について、相当期間お待たせしご迷惑をおかけして参りましたが、予約制により各居室にて直接ご面会をいただきたいと思っております。今後は、インフルエンザ及びコロナの動向を見極め、ガラス越しやオンラインでの面会も併用し柔軟に対応して参ります。なお、夏祭り等の地域の皆様をお招きしての行事についても、今年度から再開とさせていただき、その他に、地域における公益的な取り組みとして、旧デイサービスセンターを利用し、買い物支援による地域住民の皆様の安否確認や、福祉や健康の相談、懇談の場を設ける幅広く開放し交流を図って参りたいと思っております。

昨年度の介護報酬改定により、感染症および自然災害時における業務継続計画（BCP）の策定や、生産性向上による業務改善計画が求められ、当法人でも業務継続計画策定および生産性向上委員会を立ち上げ、研修を実施する等活動を開始しており、これまで同様、社会福祉法人の使命である「社会、地域における福祉の充実・発展」へと貢献するため、役職員一丸となり地域の皆様、入居者様や利用者様、ご家族様にご理解とご協力を賜って参りたいと思っております。

## 1 令和7年度事業の推進にあたって

社会福祉法人として、公益性・非営利性の確保、説明責任及び地域社会への貢献に留意して、次の取り組みを行います。

### （1）経営組織の管理・運営体制の強化

理事会、評議員会がそれぞれの機能を発揮するとともに、組織全体の法令遵守が確保されるよう努めます。

### （2）事業運営の透明性の向上

事業報告及び収支予算、決算等について、施設内にその書類を備え置き閲覧に付するとともに、岩手県が運営する公表システムや全国で全社会福祉法人に対し画一的に実施されている「財務諸表等電子開示システム」を運用し、財務諸表や現況報告書等を公表します。

第三者評価については、管理者の度重なる交代等により取り組んでいないことから、令和7年度は受審を前提に、必要な書類整備や準備に取り組むこととします。

### (3) 財務規律の強化

役員報酬基準や役員報酬支払規程を公表するとともに、定款や経理規程等に基づき適正かつ公正な支出管理に努めます。

収支の実態に合わせ、適切な形で財務が運営されるように努めます。

### (4) 地域における公益的な取組み

社会福祉法人は社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する方々に対する、無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することが責務とされています。

当法人においても定款第3条（経営の原則等）第2項に「地域社会への貢献」に関する規定を設けており、これに則り次のとおり公益的に地域貢献を行って参ります。

#### ① 近隣住民の皆様への買い物支援と安否確認

##### ア 目的

近隣の住宅にお住まいの高齢世帯の方々に対し、定期的に食品をはじめとする日用品や衣類等を購入できる場所の提供を行い、当事業所においては送迎や購入された商品の配達を通して、生活の質向上への貢献と安否確認を行うことを目的とする。

##### イ 取組内容

- ・出張販売に協力下さる業者に依頼し、旧デイサービスセンター内にて販売いただく
- ・食品や日用品等の販売は月に1回を予定し、チラシを作成し近隣の住宅へ配布する
- ・衣類は4月から11月の期間で2～3回の販売を予定し、チラシを配布する
- ・当事業所では送迎および購入された商品のお届けを行う
- ・上記一連の取り組みにより、特に高齢者世帯の安否確認を行う

##### ウ 効果

定期的な開催により、各世帯へのチラシの配布と、当事業所へ来所いただくことにより、高齢者世帯の方々の安否確認と状況把握に繋がる。

#### ② 福祉の相談、懇談の場の提供

##### ア 目的

近隣の住宅にお住まいの方々を主に、旧デイサービスセンターにお越しいただき、福祉についてのミニ講座の実施や、健康相談、懇談の場を設け地域の世帯単位での繋がりを目的とする。

##### イ 取組内容

- ・社会福祉法人幸星会や、介護老人福祉施設や短期入所生活介護についてのご案内
- ・入所申し込みの他、福祉に関する相談についてのご案内
- ・健康管理、栄養管理、リハビリ等の専門的アドバイスやお悩み相談
- ・配置医師による医療の専門講座
- ・カラオケ等の娯楽と喫茶を交えての懇談の場

##### ウ 効果

地域の皆様に対して、当法人の強みを最大限に生かした売り込みを実施するとともに、地域の中の憩いの場として気軽に活用いただき、福祉サービスの提供の場とする。

## 2 令和7年度サービス区分別事業計画

### (1) 法人本部事業

#### ① 介護職員等の処遇改善について

国の介護人材の処遇改善方針に沿って介護職員の処遇を改善しており、職員の処遇改善を継続していきます。

#### ア 賃金等改善の方法

##### ○ 賃金の改善

過去に行ってきた改善の水準を維持し継続して支給し、職員給与のベースアップについては、令和7年度4月支給の給与にて実施します。

##### ○ 手当等の改善

- ・国の介護職員処遇改善支援事業の方針に沿い、令和6年度から介護職員手当は月額18,000円～20,000円、その他の施設職員手当は月額10,000円にて支給しています。
- ・役職手当月額3,000円～13,000円、資格手当月額4,000円～20,000円、夜勤手当一回4,500円、早番と遅番の手当1回500円は継続して支給します。
- ・介護職員以外を含む全職員を対象とし、3階層（経験技能のある介護職員、他の介護職員、介護職以外の職種）に区分した、特定改善手当月額4,800～20,000円については、上乘せ分が発生し月額7,050円～24,500円にて継続して支給します。
- ・令和7年度の処遇改善加算については、国の方針に則り支給基準等、適切に対処していきます。

#### イ 職場環境等要件の整備

職場環境・処遇の改善、子育てとの両立を目指す職員のための育児休業制度などを充実させます。

男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法等におけるハラスメント対策の強化に努めていきます。

#### ② 職員の資質向上について

#### ア 魅力ある職場づくり

- 介護職員等の職場環境改善に資するため、補助金を活用し介護福祉機器等の導入を促進します。
- キャリアアップ、スキルアップを支援するため、研修会への参加を支援します。
- 職員のキャリア形成の促進に努めます。
- 職員の腰痛予防やメンタルヘルスなど健康管理体制の充実を図ります。
- 職員の疲労軽減等に資するため職員休憩スペースの充実を図ります。

#### イ 職員の教育・研修

##### ○ 研修体系

次の三つの体系で研修を実施します。

- ・ ユニットケアに対応するための研修（基礎、ユニットリーダー他各職種研修）
- ・ 社会的なニーズに対応するための研修（スキルアップ研修）
- ・ キャリア形成等のための研修（キャリア研修）

##### ○ ユニットケア研修

ユニット型ケア（個別ケア）に関する知識及び技術を修得させるため、次により研修を実施します。

- ・ ユニットケア研修

県内外で開催されるユニットケア等に関する研修に職員を派遣し、近年増加してきたリモートでの研修も積極的に受講していきます。

- スキルアップ研修

スキルアップ研修を計画的かつ効果的に開催するほか研修会などに職員を派遣します。

- ・ 痰吸引や経管栄養等のサービスモデルへの対応（医療的ケア研修）
- ・ 認知症等のサービスへの対応（認知症対応研修）
- ・ 終末期や看取り等のサービスモデルへの対応（看取り研修）
- ・ 医療、看護、介護が連携した地域包括ケアシステムへの対応（地域包括ケア研修）

- キャリア研修

- ・ 当施設で設置している教育・研修委員会が開催する施設内研修等を通じ業務の資質向上に取り組めます。

（虐待防止、身体拘束、嚥下障害、口腔衛生、感染症および自然災害時の業務継続計画、腰痛対策、接遇・マナー等）

- ・ キャリア形成や自発的職業能力開発などの取組みを物心両面から支援する。（認定講座等の受講支援、資格取得研修支援など）

### ③ サービスの質的向上について

#### ア 委員会活動の活性化

組織規程に定める委員会活動を活発化し、その成果を業務に迅速かつ的確に反映させ、良質なサービスの提供を推進します。

#### イ 利用者満足度の向上

第三者委員が施設内を巡回する等により、入居者や利用者、家族の意見等を傾聴するとともに、相談窓口を設置し、苦情解決の適正な対応に努めます。

第三者委員の巡回は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から長年実施しておりませんでした。令和7年度より再開いたします。

#### ウ 家族や地域との連携

入居者家族へサービス担当者会議や介護通信、ホームページの更新により積極的な情報提供を行うとともに、地域に貢献する取り組みを推進していきます。

### ④ 感染症防止対策について

#### ア 業務継続計画（BCP）による的確運用

令和6年度に策定した業務継続計画に基づき、防止対策等のシミュレーションを重ね、職員、入居者や利用者、ご家族および来訪者へ周知徹底を図り、感染防止に努めます。

#### イ 設備充実や感染防止用消耗品の確保

消毒用アルコール、防護服、マスク等の備蓄・管理に努めるほか、万一の場合に備え施設内の空気感染防止対策に有効な「簡易型陰圧ブース」を引き続き活用します。

ウ 面会の選択肢の拡充

感染症拡大により面会制限を行う場合には、これまで通りオンラインによるテレビ電話を利用しての面会や、ガラス越しでの面会にて臨機応変に対応します。

エ ワクチンの迅速な接種(コロナ、インフルエンザ)

これまで、入居者および利用者、職員の感染防止のため協力病院へ依頼し、ワクチン接種を実施して参りましたが、今年度は新たな配置医師および協力医療機関との連携を確立しましたので、改めて依頼させていただき速やかに実施します。

(2) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

① 現状と課題

長年、稼働の低迷が続いている現状でありましたが、令和6年度の後期から遠野市からの入所申し込みが続き、それでも退所者の数を上回る事無く厳しい経営状況にありました。しかし今年度においては、新たな配置医師および協力医療機関との連携により、入院者の減少に注力するとともに営業力を身に付け、即誘導可能な待機者の複数確保と入所検討委員会の開催頻度を大幅に増やし、高稼働維持に努めます。

② 事業計画

ア 有事に備え、自然災害時および感染症における業務継続計画(BCP)の活用が可能な体制を整えます。

イ 介護報酬収入は、居室の稼働率と要介護度に左右されます。このことから、居室の平均稼働率95%以上を維持するため、多職種連携にて、入所申込者、待機者の入所を迅速かつ的確に行います。

ウ 施設の総力をあげて協力医療機関や配置医師との強固な連携と、地域の居宅介護支援事業所との関係を強化し、待機者の確保に努め、円滑でスピーディーな入所に取り組みます。

エ 入居者の重度化防止や入院期間の短縮等については、配置医師のお力をいただき看護職員による日頃の万全な看護体制の確立と、個別の機能訓練、介護職員の痰吸引や経管栄養等の医療的ケア技術の取得と向上に努めます。

オ 看取りへの対応の充実と、入居者およびご家族の満足度を高めるため、人生会議(ACP)の取り組みを配置医師及び多職種連携のもと、ご本人様の思いに寄り添った取り組みとします。

カ 入居者の口腔を清潔に保つため、協力歯科医師と連携し口腔衛生の管理体制の整備強化(年1回の歯科検診及び歯科衛生士による職員の研修)に取り組みます。

キ 入居者の人権の擁護、虐待防止のため、指針に則り虐待防止検討委員会の開催および職員の研修、虐待発見チェックリストを活用し、虐待の発生を防ぐための取り組みを実施していきます。

ク ユニットにおける個別ケアの推進のほか、クラブ活動（いきいき倶楽部）や夏祭り等、イベントの開催と旬に応じた多彩な給食の提供、近隣の聴覚支援学校生との交流等、入居者の満足度を高めるための取り組みを実施します。

### （3）短期入所センター（短期入所生活介護事業）

#### ① 現状と課題

短期入所センターは、社会福祉法人に限らず民間企業やNPO法人等の参画が可能であり、多機能な施設が周辺地域でせめぎあっている現状から、当センターの利用に繋がるケースに乏しい状態ではありますが、令和6年度後期においては、遠野市からのニーズや新たに繋がった医師からの紹介等により繋がったケースが複数件ございました。

今年度は上記の状況を維持しつつ、居宅介護支援事業所への売り込みもより一層充実させ、安定した稼働に努めて参ります。

#### ② 事業計画

ア 居室の稼働率80%を目標に、生活相談員による地域の居宅介護支援事業所等への働きかけ、および営業力を強化します。

イ 長期間（連続30日超える）利用のほか、一定のサイクルや曜日指定での定期利用予約など通年利用の形も視野に、地域の居宅介護支援事業所等に足しげく広報活動し、利用の拡大に努めます。